明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六）　二

〔省　令〕

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**三）　二

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一九）　三

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**七六～七八）　三

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**同**七九）　四

○日本国に帰化を許可する件（**同**八〇）　四

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件（**文部科学**一七）　四

○地すべり防止区域を指定する件（**農林水産**四九三～四九五）　五

○土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（**国土交通**一三三）　六

○道路に関する件（**中部地方整備局**二四～二八）　六

○道路に関する件（**中国地方整備局**一四～一六）　七

○道路に関する件（**九州地方整備局**二六）　八

○道路に関する件（**北海道開発局**一五、一六）　八

〔国会事項〕

内閣　法務省　外務省　農林水産省
最高裁判所　八

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

産　業

日本工業規格（経済産業省）　八

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　八

〔資　料〕

平成二十四年十二月中国際収支状況（速報）及び平成二十四年中国際収支状況（速報）（財務省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第六条の二の規定に基づく権限のある当局の認定関係　一〇

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　九

会社その他　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三六号）（経済産業省）

1　特定機器

複合機、プリンター及び電気温水機器を特定機器に追加することとした。（第二一条関係）

2　特定機器の製造事業者等に係る勧告及び命令の要件

特定機器の製造事業者等に係る勧告及び命令の要件は、生産量又は輸入量が、複合機については五〇〇台以上、プリンターについては七〇〇台以上、電気温水機器については五〇〇台以上とする等とした。（第一二条関係）

3　施行期日

この政令は、平成二五年三月一日から施行することとした。